鳥取労働基準

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
http://www.totori-rouki.or.jp/

鳥取労働局ホームページ
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/

発　行　所　一般社団法人　鳥取県労働基準協会
鳥取市若葉台南1-17
TEL(0857)52-7300　FAX 52-7311
編集責任者　村　澤　幸　二

新　年　の　ご　挨　拶

一般社団法人
鳥取県労働基準協会
会長　鶴　石　健　治

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて近年、労働災害防止の観点から熱中症対策等の重要な法改正がなされており、当協会では公益的事業を行う法人として、改正法令の周知や適正な施行を図るための講習会等を事業計画に盛り込み実施しているところです。昨年、これらを含め、予定した事業を概ね順調に推進することができましたことは、会員各位のご協力はもとより、行政当局のご指導の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、少子高齢化、人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化等、社会経済が複雑に変化する中、誰もが健康で生きがいを感じながら働き、生活することができる社会を実現するために、労働災害ゼロの実現を目指すことが普遍的な価値を持つことは論ずるまでもありません。

県内の労働災害は、過去数年間、高止まりの状況で推移していましたが、昨年は大幅な増加に転じました。労働災害を未然に防止するには、リスクアセスメント手法を導入したＰＤＣＡサイクルによる自発的な安全衛生対策を推進する等、これまでの取組を評価し、安全衛生管理の体制や手法、教育内容を見直し改善することも重要であると考えます。

当協会では、会員の皆様の取組の一助となりますよう、各種安全衛生教育や労務管理講習会の実施、法改正等の情報提供や無料相談等の事業を行い、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいる所存ですので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この午年の一年が、混沌の中から勢いよく抜け出すサラブレッドのごとく、トランプ関税や中国との軋轢等により不透明感を呈している社会経済が改善・安定し、労働災害が大幅に減少する年となることを念願し、会員の皆様にとって明るく飛躍の年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

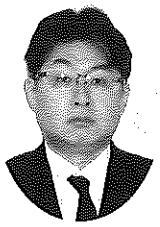

鳥取労働局
局長　山　下　禎　博

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心からお祝い申し上げます。また、一般社団法人鳥取県労働基準協会及び会員事業場の皆様方には、労働災害の防止、働き方改革の推進など労働行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢をみますと、多くの業種で人手不足が続いており、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働く方のニーズの多様化に対応するためにも、「多様な人材の活躍と人材確保支援」、「誰もが働きやすい職場環境づくり」を図ることが重要となります。このため、当局及び労働基準監督署では、「最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援」、「長時間労働の抑制」及び「労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備」の３点を労働基準行政の最重点施策として取り組んでいます。

「最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援」については、鳥取県最低賃金が時間額1,030円に引き上げられ、令和７年10月４日から発効していますが、当局及び労働基準監督署による監督指導等を通じてその履行確保を図るとともに、引き続き、企業の賃金引上げへの支援を行います。

「長時間労働の抑制」については、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進のため、当局及び労働基準監督署では、引き続き、過重労働対策を主眼とした監督指導を重点的に実施するとともに、年次有給休暇の取得しやすい環境整備を推進します。

「労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備」については、県内の労働災害の減少が第一の目標であるところ、令和７年の休業４日以上の死傷者数（新型コロナ感染症によるものを除きます。）及び死亡者数が、前年同期と比べていずれも増加しています。労働基準監督署による監督指導・個別指導の実施、「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」に基づく、労働災害防止対策の推進、冬季に多発する「転倒」災害の防止対策の重点的な取組を通して労働災害の増加に歯止めをかけ、減少に転じさせます。

また、個人事業者等に対する安全衛生対策の強化、高年齢労働者の労働災害防止対策の努力義務化、ストレスチェックの実施義務を労働者数50人未満の事業場に拡大することなどを内容とする改正労働安全衛生法が令和７年に公布され、公布後、順次施行されますので、この改正内容についての周知を図ります。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます
令和８年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会
会　　長　鶴石 健治
副 会 長　永東 康文　副 会 長　馬野 慎一郎
専務理事　村澤 幸二　　ほか 職員一同

本年においても、これらの施策について皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会並びに会員事業場の皆様方の今後の益々のご発展とご健勝を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

令和８年 元旦

◆鳥取労働局

局　　長	山下　禎博	総務部長	大原　竜太
雇用環境・均等室長	岡田　節子	労働基準部長	高橋　秀寿
監督課長	古山　知諒	賃金室長	中塚　　隆
健康安全課長	丹生　伸英	労災補償課長	寺内　大弐

第２回化学物質管理強調月間が実施されます

スローガン　：　慣れた頃こそ再確認
化学物質の扱い方
期　　間　：　令和８年２月１日～28日

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和６年４月から順次、施行されています。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和８年４月から約2,900物質が規制対象となり、これに伴って、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されるところです。

このような背景を踏まえて、新たな化学物質管理にかかる動きや化学物質規制が幅広い産業に適用されることを契機とし、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、経済産業省及び環境省の協力のもと、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、今年度においても令和８年２月１日から１か月間において「第２回化学物質管理強調月間」が実施されます。

つきましては、各事業場におかれては、労使の連携と協力のもと、以下の実施事項を踏まえた「第２回化学物質管理強調月間」への取組をお願いします。

１．第２回化学物質管理強調月間（２月１日～28日）に実施する事項

職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理者による化学物質管理の徹底等、化学物質管理体制の構築を最重点事項とし、事業者及び労働者が連携・協力して、次の事項を実施する。

⑴以下①～④の事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う

①リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携

②製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「ＳＤＳ」といいます。）等による危険有害性等の確認

③ラベル表示・ＳＤＳ交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等

④特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

⑵事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

⑶スローガン等の掲示

⑷有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑸化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

２．ご参考サイト

⑴　厚生労働省 第２回化学物質管理強調月間報道発表資料掲載サイト
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65341.html

⑵　鳥取労働局ホームページ
「第２回化学物質管理強調月間が実施されます」
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02144.html

３．ご参考Ｗｅｂセミナー

⑴　開 催 日　令和８年２月12日(木)　14：00より
⑵　セミナー名　(仮)化学物質強調月間セミナー
⑶　申込方法　鳥取産業保健総合支援センター
ＨＰより申し込みください。
https://www.tottoris.johas.go.jp/

令和7年度(第50回)鳥取県産業安全衛生大会を開催

10月28日、とりぎん文化会館において令和７年度(第50回)鳥取県産業安全衛生大会が開催されました。大会は県内の事業者、安全衛生担当者等が一堂に集い、優良事業場、功績者に対する表彰や最新の課題に対応した講演等を通じて、さらなる職場の安全、労働者の健康管理を進めるもので、11月７日から年末までの55日間を無災害で過ごす「ゼロ災55」無災害運動のスタートに合わせ実施されました。

第１部の式典では、主催者を代表して 鶴石健治 鳥取県労働基準協会長が挨拶した後、主唱者の山下禎博 鳥取労働局長の挨拶、遠藤俊樹 鳥取県政策統轄監の来賓祝辞がありました。次に表彰式に移り、鳥取労働局長表彰では㈱勝原製作所(鳥取市)が優良賞、米子瓦斯㈱(米子市)並びにＳＨＩＮＫＯ㈱(鳥取市)が奨励賞を受賞したほか、各労働災害防止団体の表彰が行われました。第２部の講演では、日本通運(株)山陰支店ＣＳＲ・安全衛生推進係長 眞壁正樹 氏から安全衛生活動の事例発表、鳥取労働局健康安全課長 丹生伸英 氏から「『ゼロ災55』無災害運動」への取組説明、元プロ野球選手 川口和久 氏 から「我が野球人生を振り返って」と題した特別講演がありました。その後、当協会東部支部 松本大介 副支部長が大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓いました。第３部のお楽しみ抽選会では、スポーツタイプ折り畳み自転車、体組成計などが川口和久 氏から手渡されました。会員各位の多数のご参加をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

令和８年度は倉吉市で開催されます。

当協会関係では、次の方々が受賞されました。

☆鳥取県労働基準協会長賞

(安全関係)㈱タブチ　(鳥取市)
㈱ジェイアール西日本ビルト米子支店　(米子市)
㈱小鴨　(倉吉市)
(衛生関係)㈱鳥取最上インクス　(鳥取市)
㈱大友自動車　(米子市)
(一財)中国電気保安協会山陰支店倉吉営業所　(東伯郡湯梨浜町)

☆鳥取県労働基準協会東部支部長賞

(安全関係) 西日本環境設備㈱　(鳥取市)
(衛生関係) 島根日野自動車㈱鳥取支店　(鳥取市)
(無事故永年勤続者)　山田　重樹（こおげ建設㈱)
ほか25名

☆鳥取県労働基準協会西部支部長賞

(安全関係) 大松建設㈱　(米子市)
(衛生関係) ㈱山陰合同銀行 米子支店　(米子市)
(無事故永年勤続者)　近藤　　努（㈱皆生つるや)
ほか47名

☆鳥取県労働基準協会中部支部長賞

(安全関係)㈱アークス　(東伯郡北栄町)
(衛生関係) 医療法人清生会 谷口病院　(倉吉市)
(無事故永年勤続者)　藤井　明夫
（日圧スーパーテクノロジーズ㈱西倉吉工場)
ほか42名

会長あいさつ

表彰式

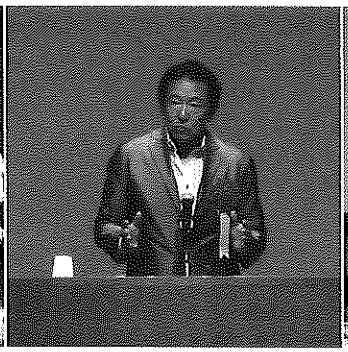
特別講演

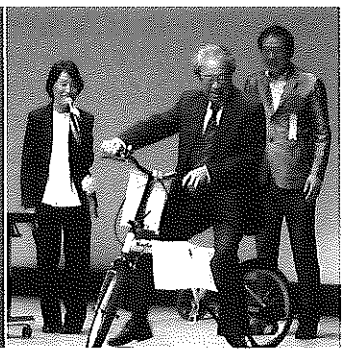
抽選会

大阪安全衛生教育センターのご案内

中央労働災害防止協会・大阪安全衛生教育センターでは、職長教育・特別教育などの各種安全衛生教育の企業内講師(トレーナー・インストラクター)や安全衛生の管理スタッフなどを養成する研修を実施しています。皆様のご受講を心よりお待ちしています。

中央労働災害防止協会・大阪安全衛生教育センター
〒586－0052　大阪府河内長野市河合寺４２３－６
電話　０７２１－６５－１８２１　FAX　０７２１－６５－１４７２
https://www.jisha.or.jp/edu/

無期転換ルールを再確認しましょう

無期転換ルールは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者（契約社員、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。有期契約労働者が使用者（企業）に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します。

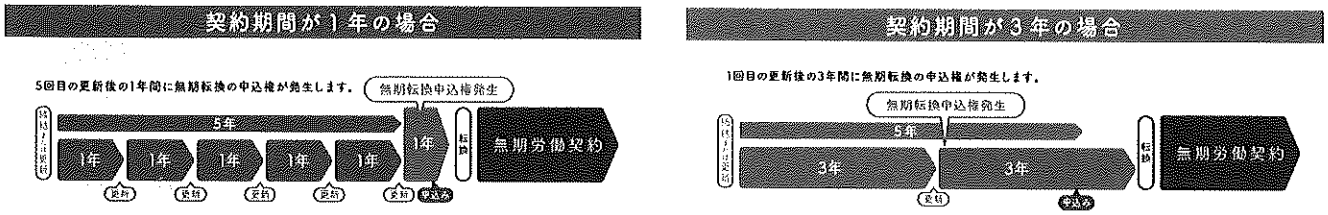

また、令和6年4月の労働条件明示のルール改正により、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が次のとおり追加されています。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と有期労働契約の更新時	1.就業場所・業務の変更の範囲 【改正労基則第5条第1項第1号の3】
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と更新時	2.更新上限の有無と内容 （有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限） 【改正労基則第5条第1項第1号の2】 ＋ 更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること 【改正雇止めに関する基準第1条】
	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時	3.無期転換申込機会　無期転換後の労働条件 【改正労基則第5条第5項・第6項】 ＋ 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること 【改正雇止めに関する基準第5条】

無期転換ルールは、企業の実務に精通した有期社員が無期労働契約に転換することにより、長期的な人材活用戦略を立てやすくなるなどのメリットが期待されます。

なお、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

詳しくは、無期転換ポータルサイト（https://muki.mhlw.go.jp/）でご確認ください。

年度末に契約を更新する企業も多いと思います。この機に無期転換ルールを再確認いただき、適切な対応をお願いします。

［お問合せ先］鳥取労働局雇用環境・均等室（☎ 0857-29-1709）

労働局では賃金引き上げを支援しています

政府においては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう環境整備を行っています。

事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合っていただくなどして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いします。

●「賃上げ支援」助成金パッケージ

厚生労働省は、生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援しています。

●働き方改革サポートオフィス鳥取

「助成金を利用したいが、使い方がわからない」「パートの処遇を見直したい」などの相談に専門家が訪問による支援を行います。（無料）

●労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適正な転嫁のため、発注者・受注者の双方が指針に沿った行動を行うことが求められています。

「女性活躍推進法」の情報公表義務が拡大されます！

女性活躍推進法は令和８年(2026年)３月31日までを法律の有効期限としていましたが、引き続き女性活躍の取組が必要とされることから、有効期限が令和18年(2036年)３月31日までに延長されました。

また、令和８年４月１日より、これまで従業員数301人以上の企業に義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表が義務付けられます。

企業等規模	情報公表項目	
	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異＋２項目以上(項目任意)	男女間賃金差異＋女性管理職比率＋２項目以上(項目任意)
101人～300人	１項目以上	男女間賃金差異＋女性管理職比率＋１項目以上(項目任意)

※公表項目は①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から選択することとされています。(従業員数301人以上の企業は①,②から各1項目以上により計２項目以上、101人以上の企業は①及び②の全体から１項目以上)

※従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。

企業の女性活躍の状況に関する情報公表は、優秀な人材の確保と企業の競争力向上に資するものです。

厚生労働省では、男女間賃金差異を算出し分析する簡易的な支援ツールとして、「男女間賃金差異分析ツール」を作成しています。自社の男女間賃金差異をはじめとする労務管理の基本データを入力することで、同業種・同従業員規模の企業平均のデータと比較が可能です。

自社の課題・要因分析にぜひお役立てください。

厚生労働省HP「男女間の賃金差異解消に向けて」
男女間賃金差異分析ツール
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html

［お問合せ先］
鳥取労働局雇用環境・均等室　指導担当(☎0857-29-1709)

男性が育休をとることができる会社を目指して

子育てパパ支援助成金のご案内

鳥取県内の20～30代男性の約８割が育児休業を利用したいと考えています。男性の育休取得は労働者だけでなく会社にもメリットがあります。

男性育休のメリット
- 企業イメージがアップし、若者に選ばれる会社へ
- 会社内で助け合う職場風土へ
- 従業員の満足度向上により、人材が定着

厚生労働省では、男性の育児休業取得に取り組む中小企業事業主のみなさまを支援するため、「子育てパパ支援助成金」(両立支援等助成金－出生時両立支援コース)を支給しています。「子育てパパ支援助成金」は、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性労働者が子の出生後８週間以内に開始する育児休業を取得した場合や、男性の育児休業取得率が上昇した場合に助成するものです。

ぜひ、ご活用ください。

◎子育てパパ支援助成金(出生時両立支援コース)

第１種	育児休業取得	１人目:20～30万円
		２～３人目:10万円
	育児休業等に関する情報公表加算	2万円
第２種	育児休業取得率の30ポイント以上上昇等	60万円

両立支援等助成金支給申請の手引き

両立支援等助成金のご案内

［お問合せ先］
鳥取労働局雇用環境・均等室　企画担当(☎0857-29-1701)

2026年2月1日 ▶ 2026年4月30日

ストップ STOP 労働災害

安全衛生教育促進運動

事業主の皆さん！

労働安全衛生法により
雇入れ時教育・職長等教育・技能講習・特別教育
などが義務づけられています

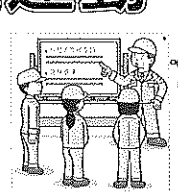

正しい知識で職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、課長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大事となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修対象者が増えることを踏まえ、事業場に必要な教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

主唱:中央労働災害防止協会　後援:厚生労働省

東部支部だより

新年のごあいさつ

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部
副支部長　松本大介

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、東部支部の事業運営に関しまして、多大なご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、前年比で３％前後の物価上昇率が続く中で、春闘での賃上げや、最低賃金の大幅引き上げのほか、日本銀行は追加利上げを実施し、日経平均株価が史上初の５万円台に乗せるなど、日本経済がデフレからインフレに向けて転換する動きが一段と進んだ1年であったように思われます。

一方で、米国の通商政策や国家間の緊張の高まりなど国際情勢の不透明感は依然として強く、継続する物価高や人件費上昇によるコスト増、強まる人手不足感、更には記録的な猛暑などもあり、企業の経営環境においては、厳しさが増した年でもあったと考えます。

また、労働災害発生状況を見ますと、新型コロナ関連を除くと、昨年は前年比で大幅に増加して推移し、特に高齢者の転倒災害が多くなっている状況にあります。

そのような中、法令関係では、職場における熱中症対策の義務化など労働者を守るための環境整備や、育児・介護休業法の改正により男女を問わず仕事と育児の両立を支援するための制度拡充が行われました。

少子高齢化と人口減少が進む中、労働者の安全を確保し、多様な人材がより安心して働くことができる環境を整えることが、これまで以上に求められます。それを実現し、労働者一人ひとりが能力を最大限発揮することにより、生産性向上に加え企業への帰属意識やモチベーションも高まることで、企業の成長と企業価値の向上につながるものと考えます。

本年も、東部支部は、労働安全衛生法に基づく特別教育や研修など各種事業に取り組むことを通じて、労働者の福祉の向上を図り、労働生産性向上や健全な産業の発展に貢献してまいる所存です。引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年の干支は丙午です。十干の「丙」、十二支の「午」ともに火を表すとされ、太陽のような明るさ、情熱、行動力、エネルギーが連想されます。

新しい年が、エネルギーに満ちた明るい年となり、会員の皆様の情熱と行動力により、実りの多い飛躍の年となることをお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます
令和8年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部
支部長　鶴石　健治
副支部長　松本　大介　副支部長　安東　潔
事務局長　平井　美敏　主事　藤井　涼子

新年のごあいさつ

鳥取労働基準監督署
署長　今井敏仁

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をむかえられたこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様には労働基準行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は米国関税、物価高、人手不足、賃金引上げなどの影響が大きくなり企業を取り巻く環境が厳しさを増した一年でありました。

当署管内では最低賃金及び賃金不払残業に関する労働相談が増加いたしました。

昨年、当署では、監督官が各企業を訪問する機会を中心に、各種助成金、適正な価格の見直し・価格転嫁のための交渉に活用できるツールや情報の周知、賃金引上げに関する企業の好取組事例の紹介など賃金引上げに向けた各種支援施策をパッケージで周知してまいりました。今年も、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、労働災害については、昨年は死亡災害が１件発生し、労働災害発生件数も前年同期よりも増加となってしまいました。この労働災害発生件数の増加は、昨年１、２月を中心とした「冬季の転倒災害」の増加が大きく影響をしたものと考えています。

今年は例年より寒い冬となるとの予想もありますが、管内の労働災害の増減が天候によって大きく変動することがないよう当署では冬季転倒災害防止のための周知用のリーフレットを作成配付しております。今年は、転倒災害防止を中心とした労働災害防止にさらに積極的に取り組んでまいります。

このほか、労災補償関係では、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の請求件数が増加傾向にあります。ご存じのように労働安全衛生法改正により労働者50人未満の事業場にもストレスチェックが義務化されます。施行日は令和７年５月から３年以内の政令で定める日です。当署としては、従来のメンタルヘルス対策の周知指導に加え、施行さ

れるまでの準備期間において今後、示される内容についても貴会と連携するなどして適時お知らせしたいと考えております。

引き続き、労働行政への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員事業場のますますのご発展と、皆様方のより一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

令和8年　元旦

◆鳥取労働基準監督署

署　　長	今井　敏仁	副署長	西川　祐輔
第一方面主任	田中　博行	第二方面主任	小林　良太
第三方面主任	塩見　友樹	安全衛生課長	山田　和広
労災課長	住谷　正樹		ほか職員一同

労働安全衛生法が改正されました

令和７年５月14日に、新たに改正労働安全衛生法が公布されました。

改正された内容は、大きく分けて

- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 職場のメンタルヘルス対策の推進
- 化学物質による健康障害防止対策の推進
- 機械等による労働災害防止の推進
- 高齢者の労働災害防止の推進

の５つで、特に職場のメンタルヘルス対策推進においては、労働者50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務付けられることとなり、多数の事業場に影響を及ぼします。

厚生労働省は法改正特設ページを設置し、改正内容をまとめたリーフレット等を公開していますので、ご確認ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html)

冬季の積雪・凍結による転倒災害にご注意を!!

毎年冬季には、積雪・凍結を原因とした転倒災害が多数発生します。鳥取労働基準監督署によれば、令和７年２月の積雪時には１か月で７件、休業４日以上の転倒災害が発生しました。同署では、冬季の転倒災害防止のため、特に労働者に向けて転倒災害への注意を呼び掛けるリーフレットを配布しています。会員のみなさまにおかれましても、転倒災害防止に向けて一層取り組みを強化していただきますようお願いいたします。

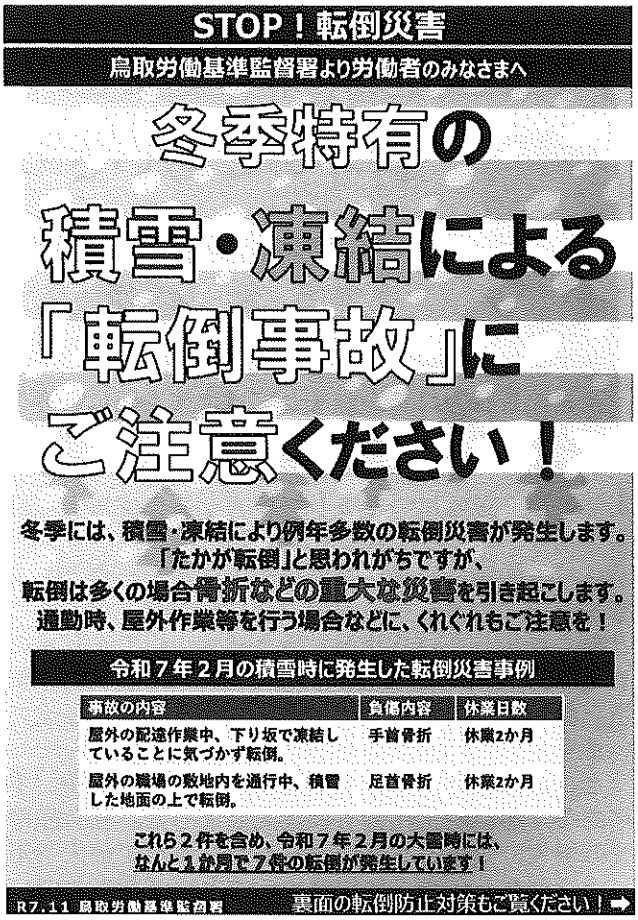

労務管理・産業安全・労働衛生部会の活動報告

東部支部の労務管理・産業安全・労働衛生の部会の今年度の活動について報告します。

○安全管理者等安全担当者研修

テーマ「①全国安全週間と産業安全に関する最近の動向、②事業所の安全配慮義務」を開催。(６月25日)

○３部会合同委員会を開催。(７月10日)

○労働法規研修会

テーマ「①固定残業代について、②労働災害発生状況と熱中症法改正について」を開催。(７月10日)

○衛生管理者等衛生担当者研修

テーマ「①全国労働衛生週間と労働衛生に関する最近の動向、②職場の健康管理について、③受動喫煙防止対策について」を開催。(９月25日)

○優良事業場見学会（見学先：株式会社イナテック鳥取様）を開催。(10月７日)

株式会社イナテック鳥取様を見学

西部支部だより

新年のごあいさつ

（一社）鳥取県労働基準協会西部支部
支部長　永東康文

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、会員及び関係行政機関の皆様方に、当支部の事業運営につきまして多大なるご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、物価の高騰は食料品やエネルギーなどさまざまなモノやサービスの値上げに広がり、留まることなく継続している状況にあります。中でも日本のお米は、「令和の米騒動」とまで呼ばれる歴史的な価格高騰が続き、私たちの生活に大きな影響を与えています。

ところで、昨年は、少子高齢化が叫ばれる中、本格的な「超高齢化社会」に突入しました。社会保障費の増大、労働力不足による様々な業種での人手不足が深刻化し、さらに加速することが予想されています。労働力不足の担い手として高齢者の活用が重要視されていますが、昨年の鳥取労働局管内の労働災害の発生件数は、前年と比較して増加し、年代別死傷者数の割合は50歳以上が半数以上を占めているという統計結果が出ています。高年齢労働者の労働災害を防止するためにも、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善等が必要です。

就業構造の変化による働き方の多様化が進む中、労働者の健康増進、快適な職場環境の形成促進を図り、職場における安全衛生水準を向上させるためには、組織的かつ継続的に実施される安全衛生実施活動が重要と考えます。

当支部におきましては、本年も引き続き関係行政機関と連携のもと、各種研修会、講演会等を通じて各種情報提供させていただきながら、「職長等教育」「ＫＹＴ」「リスクアセスメント」等、各種講習・教育の事業を通じて、労働災害防止に向けた各種普及啓発活動に努めてまいりますので、会員の皆様方のより一層のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様方の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます
令和８年　元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部
支部長　永東　康文
副支部長　森安　誠　副支部長　森　紳二郎
事務局長　古礒　和義　主　事　伊藤　敏江

新年のごあいさつ

米子労働基準監督署
署長　柏原周造

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆さまにおかれましては、健やかに輝かしい新年をお迎えのことと存じます。

旧年中は、労働基準行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、春には大阪・関西万博の開催、夏には記録的な猛暑、秋には憲政史上初となる女性首相誕生など生活に密接に又は関連するような出来事が数多くありました。本当に話題のつきない一年でした。また、依然として続く物価高、消費者の一人として家計が厳しいというのが実感であったところ、政府全体では、中長期的な視点により最低賃金の引上げや賃金引上げの各種支援策など物価高対策に取り組んでまいりました。様々なご意見を承知したうえで、先ずは皆様のご協力により着実に歩みを進めることができたことについて御礼申し上げます。

本年も引き続き、「誰もが働きやすい職場環境づくり」に署員全員で一丸となって取り組み、心から安心して暮らせる、活力ある地域社会の実現に向けて邁進してまいります。

結びに、本年が会員の皆様にとりまして幸多き一年となりますよう、そして皆様の益々のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げますとともに、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本年もよろしくお願い申し上げます
令和８年　元旦

◆米子労働基準監督署
署長　柏原　周造　監督課長　森山　誠也
安全衛生課長　松田　宏昌　労災課長　門脇　貴洋
ほか職員一同

「ゼロ災55」無災害運動期間中に建設現場の合同パトロールを実施しました

鳥取県内で毎年年末に展開している「『ゼロ災55』無災害運動」（令和７年の運動期間：11月７日（金）～12月31日（水）の55日間）の運動期間中である11月28日（金）に、同運動の周知と建設現場の災害防止対策の徹底を図るため、米子地区建設業労働災害防止協議会が主催し米子労働基準監督署のご協力のもと、松田安全衛生課長、住谷監督官に同行していただき、建設現場の合同パトロールを２班に分かれ、各班２現場を対象に実施しました。各現場では、現場担当者から、工事の進捗状況や現場で取り組まれている災害防止対策について説明を受けた後に、現場内における危険個所の安全管理、整理整頓、見える化などの状況を確認しました。

パトロール実施後は、各班で写真撮影した現場の

様子をスライドで映しながら点検結果を発表し、その後、米子労働基準監督署　松田安全衛生課長から総評をいただき、今後も現場の安全管理を徹底し、無災害で工事を完了されるよう要望され、検討会を終了しました。

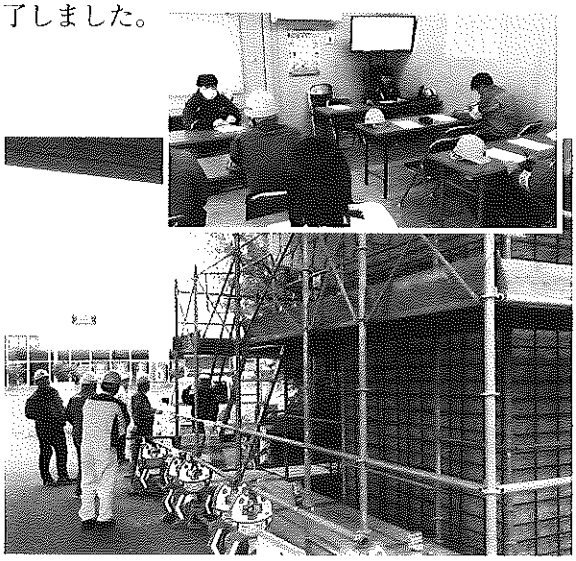

産業安全部　合同見学会を開催しました

「第84回全国産業安全衛生大会」が大阪で開催され、当支部からは９名参加しました。また今年度は令和７年９月10日の参加に併せ、翌11日に産業安全部の活動の一環とした「合同見学会」を久しぶりに開催し、「大阪・関西万博」の「関西パビリオン」を見学しました。

「関西パビリオン」は、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、徳島、福井、三重、９府県の各パビリオンのブースが一体となり、かなりボリュームのあるパビリオンでした。各府県それぞれの郷土の名産や観光地を活かした展示を行っており、とても興味深いものでした。鳥取ブースの入り口には、鳥取を代表する漫画やキャラクターのフィギュアが展示され、中に入ると、鏡張りの部屋で床一面に鳥取砂丘の砂が敷き詰められていました。虫眼鏡のような端末で砂の上を散策しながら、鳥取の名産や名所をみつけ、同時に紹介されるというものでした。その後はプロジェクションマッピングで、波しぶきや砂丘の風紋などが砂丘一面に投影され、美しい映像に合わせた光と音の演出に鳥取をＰＲする熱量をかなり感じました。全てのブースを回りたかったのですが、来場者が多く、時間の制限もあり、福井、兵庫、三重のブースを回り関西万博を後にしました。どの県も個性あふれる情報を最新の映像技術により発信され、来場者が体験し五感で県の魅力を感じられるような工夫がなされていて、行ってみたいなという気持ちが湧いてきました。

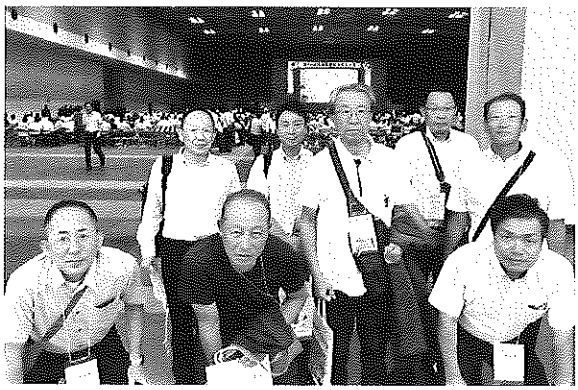

中部支部だより

新年のごあいさつ

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部
支部長　馬　野　慎一郎

謹んで令和８年新春のお慶びを申し上げます。旧年中は労働行政の皆様、会員事業所の皆様をはじめ大変多くの方々にお世話になりました。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年も２年連続最低賃金が大幅上昇し、資材高騰や人材不足など難しい課題を突き付けられているこの鳥取県中部の産業界でありますが、穏やかで少しでも佳きことが多い一年になりますことを念頭にお祈り申し上げます。

無事な一年を送るために、まずは安全第一を仕事の念頭に置き、労働災害の撲滅を職場の全員で誓い、安全管理、安全行動を日々徹底していくことから始めましょう。墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、爆発災害、車両災害等重篤性の高い災害はそれぞれの職場の特性によります。リスクアセスメントを励行し、職場から危険を低減しましょう。また近年増加する高齢者をはじめとする多様な人材が安心して働く職場を整備することにも配慮しましょう。また衛生管理についても健康に関する関心を職場で高め、風通しの良い職場づくりでメンタルヘルス不調の未然防止に努めましょう。

昨年の新語・流行語大賞には「働いて働いて働いて働いて働いてまいります」という高市首相の就任時の言葉が選ばれましたが、政権発足間もなく「心身の健康維持と従業者の選択を前提とした労働時間規制の緩和の検討」という方針が出されました。労働時間の議論がなされることは大変良いことではありますが、今後の人材不足に伴う対策としては長時間労働の推奨ではなく、生産性を重視した働き方がなされるべきです。各事業所において労働者の意見を反映した、働きがいのある、働きやすい職場環境を整えていきましょう。

また、昨夏は暑く、長い夏となりました。作業環境の配慮に苦労された事業所も少なくなかったかたと拝察します。昨年６月に改正労働安全衛生法規則の施行により熱中症対策が義務付けられました。今夏も熱中症予防と初期症状が出た場合の対応などを重点として職場の衛生管理を行いましょう。

本年も労働基準協会中部支部は安全衛生教育の実施や情報提供・相談等を通じて会員の皆様へ少しでも役立てていただけるよう努めてまいります。変わらぬご厚誼をお願い申し上げまして新年の挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます
令和8年　元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部
支部長　馬野慎一郎
副支部長　行壽　啓之　副支部長　堀尾　知里
事務局長　深田　一徳　主　事　谷川　妙香

新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署
署　長　長 田 光 彦

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には新春をご健勝にてお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、県中部では県立美術館の開館や道の駅「ほうじょう」のグランドオープン、また倉吉市が舞台の映画「遥かな町へ」の撮影が行われるなど、話題の多い年となりました。

雇用情勢では、引き続き多くの業種で人材確保が困難な状況が続いております。少子高齢化により労働人口が減少する中、働く方々のニーズは多様化しており、人材確保・定着のためにはそれぞれの事情に応じて活躍できる働きやすい環境を作ることが重要となっております。このため当署では、本年においても、誰もが働きやすい職場環境づくりとして、各事業場の働き方改革を支援し、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止など労働条件の確保改善に取り組んでまいります。

また、労働災害の発生状況をみますと、長期的には減少傾向にありますが、このところ高止まりの状況が続いております。特に昨年は冬に降雪や凍結する日が多かったこともあり「転倒災害」が多く発生したところです。このため冬季の転倒災害防止に重点的に取り組むとともに、「墜落・転落」や「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止対策、メンタルヘルス対策なども課題となっていることを踏まえ、労働災害の防止、労働者の健康確保に向けた効果的な安全衛生対策に取り組んでまいります。加えて、労災補償制度につきましても、被災労働者に対する迅速かつ公正な保険給付に努めてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本年が会員の皆様方にとって良い年になりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

令和８年 元旦

◆倉吉労働基準監督署
署　　長　長田　光彦
監督・安衛課長　宇山　俊貴
労 災 課 長　原田　真吾　　ほか職員一同

労務管理担当者研修を開催します

日　時　令和８年２月19日(木)13:30～16:30
場　所　伯耆しあわせの郷
内　容　労働行政の現状と課題について
　　職場におけるハラスメント対策及び
　　労働時間管理について

転倒災害が増加中！転倒防止に取り組みましょう

鳥取県内の事故の型別労働災害発生状況（令和５年、６年）

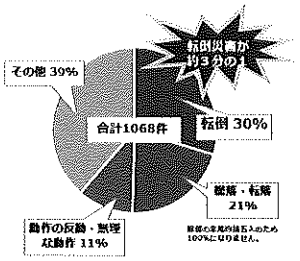

鳥取県内の転倒災害に占める起因物の割合（令和５年、６年）

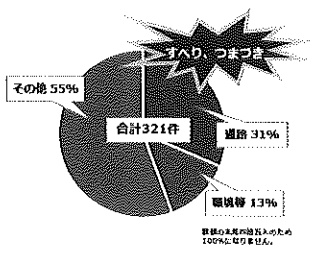

転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう

作業環境を把握し、適切な履物を選択することが重要です。

サイズ　靴と足はフィットしていますか？

足に合った靴は疲労の軽減、
事故の防止につながります。

つま先の高さ　つま先から床面まで一定の高さがありますか？

つま先の高さが低いと、
ちょっとした段差につまずきやすくなります。

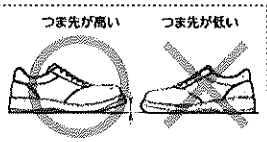

屈曲性　親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？

靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、
すり足になりやすく、つまずきの原因となります。

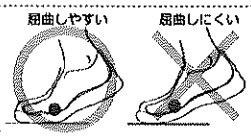

靴底の減り具合
靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります。

重量バランス　靴の前後の重さのバランスはとれていますか？

靴の重量がつま先に偏っていると、
歩行時につま先が上がりにくく、つまずきやすくなります。

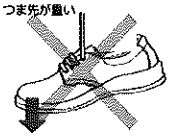

対滑性の有無　靴の滑りにくさを確認していますか？
対滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合　個装箱のJISマーク
表示の近くに「F1」または「F2」の表示

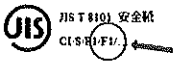

■プロスニーカーの場合
靴のべろ裏面の表示に対滑性のピクト表示

特に濡れた通路には十分注意し、濡れている箇所は早めに拭き取りましょう！

中部支部において、令和８年４月に伯耆しあわせの郷で**「雇い入れ時の安全衛生教育（ワークルール講習含む）」**を実施しますので、ご参加いただきますよう宜しくお願いします。